

「検査結果に届出疾患であることを明示する取り組み」

当学会では、「検査結果に基づく感染症届出疾患ワーキンググループ」¹⁾を中心に、臨床検査会社から返却される検査結果から当該疾患が届出対象であることが明確に分かる仕組みについて、2025年春以降、3学会²⁾の協力のもと、一般社団法人日本衛生検査所協会（日衛協）と協議を重ねてまいりました。

このたび、3学会および日衛協それぞれの理事会において覚書（「感染症届出に関する注意喚起文言の運用に関する覚書」）が承認され、2026年1月26日（月）に締結されました。本覚書に基づき、日衛協は会員衛生検査所に対して本取り組みへの協力を推奨してまいります。

ただし、法的な義務ではないため、日衛協会員衛生検査所によって対応に差が生じ得ること、また各医療機関内での医師への結果返却方法については、各施設の判断に委ねられることとなります。

なお、「感染症法に基づく医師の届出」については厚生労働省も重点的に取り組んでおり³⁾、本活動の内容についても厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部の感染症対策課とも共有しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

注釈)

1) 検査で陽性、たとえば風疹 IgM 陽性という検査結果とともに“届出疾患である”ことが記載されていると、医師が届け出疾患であることを認識しやすいのでは」ということを実現したいというワーキンググループです。本学会の将来計画委員会（委員長：発足時：森雅亮理事、現在：笠井正志理事）内に感染症届出 WG（委員長：新庄正宜理事）を2025年4月17日（木）に設置しています。

2) 一般社団法人日本感染症学会（松本哲哉理事長）および一般社団法人日本臨床微生物学会（松本哲哉理事長）並びに当学会。一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（日臨技）の承諾も得ております。

3) 厚生労働省においても2025年9月25日付の事務連絡（感染症法に基づく医師の届出に対する周知について(協力依頼)）において、ハンドブック「忘れていませんか？感染症法に基づく医師の届出」（[pamphlet_A4hyoshi-A3naka.pdf](#)）が周知されたところです。